

## 半田市災害見舞金支給要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、風水害、地震、火災その他これらに類する災害（以下「災害」という。）により被災した市民に対し、災害見舞金及び弔慰金を支給し、生活の復旧を図り、弔意を表すことを目的とする。

### (定 義)

第2条 この要綱において「被災者」とは、本市に居住し、原則として住民基本台帳に登録されている者で、本市の区域内において災害を受けた者をいう。

### (災害見舞金の支給要件)

第3条 災害見舞金は、自己の居住の用に供する主たる住家が、次に掲げる要件に該当する災害を受けた世帯（生計を一にしている実際の生活単位をいう。以下同じ。）の世帯主に支給する。ただし、世帯を構成する世帯員の故意によって被害が発生したときは、見舞金を支給しない。

(ア) 全壊、流失又は全焼したとき

(イ) 半壊又は半焼したとき

(ウ) 床上浸水したとき

### (弔慰金の支給要件)

第4条 弔慰金は、災害により死亡した市民の遺族に支給する。ただし、その死亡が死亡した者の故意によるものである場合、又は「半田市災害弔慰金の支給に関する条例（昭和49年条例第23条）」に基づいて災害弔慰金が支給される場合は支給しない。

### (災害見舞金及び弔慰金の額)

第5条 災害見舞金及び弔慰金は、次に定める額とする。

(1) 災害見舞金 第3条(ア)に該当するとき 一世帯につき 50,000円

〃 (イ)に該当するとき 一世帯につき 30,000円

〃 (ウ)に該当するとき 一世帯につき 15,000円

(2) 弔慰金 死亡した者一人につき 100,000円

### (返 還)

第6条 市長は災害見舞金、弔慰金を支給した後に、虚偽の報告等により支給要件に該当しなくなったときは、返還させなければならない。

### (その他)

第7条 この要綱に定めのない災害や、この要綱によりがたい災害に対する災害見舞金及び弔慰金については、その災害の状況により、別に市長が定めることができる。

### 附 則

この要綱は平成13年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は平成24年7月9日から施行する。